

岐阜県がん登録事業情報提供事務処理要領

(目的)

第1条 岐阜県がん登録事業情報提供事務処理要領（以下「本要領」という。）は、岐阜県がん登録事業（以下「登録事業」という。）において、情報の提供に関する事務処理の明確化を行い、事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

(運用体制等)

第2条 県は、情報の提供依頼申し出者に対する一元的窓口機能として、申請を取りまとめ、それぞれの情報について知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織（以下「窓口組織」という。）を設置する。

2 がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項に規定される知事の権限及び事務の委任を行った場合は、当該委任を受けた者において窓口組織を設置する。

3 窓口組織は、情報の保護等について、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」及び「全国がん登録 岐阜県がん登録室 業務手順」に基づき、業務を行うものとする。

(情報及び定義情報等の保管、整備)

第3条 窓口組織は、情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、様式1により、当該機関内における情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握するものとする。

2 前項に規定する保管状況等の把握は年1回以上実施するものとする。

(事前相談への対応)

第4条 窓口組織は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡及び相談等があった場合、法の趣旨及び提供を申し出ることができる者、岐阜県がん登録・評価等部会がん登録情報利用等審議会（以下「審議会」という。）による審査の要否及び審査の方向性、利用の制限（秘密保持義務、利用期間及び提供可能な情報）並びに安全管理義務等について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行うとともに、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についての事前相談にも対応するよう努めるものとする。

(提供依頼申出者からの申出文書の受付)

第5条 提供依頼申出者（法第20条に係る申出を除く。）は、情報の提供を求める場

合、提供を求める情報の種類に応じて、様式２－１による申出文書を、窓口組織に提出するものとする。

- ２ 法第２０条に係る提供依頼申出者は、様式２－２による申出文書を、窓口組織に提出するものとする。
- ３ 提供依頼申出者は、本マニュアルを遵守することその他必要な事項を定めた全国がん登録情報等の利用に関する誓約書（様式２－３）を利用者全員分提出する。

（提供依頼申出者）

第６条 提供を申し出ることができる者は次に掲げるものとする。

- 一 法第１８条第１項各号に規定される者。
- 二 法第１９条第１項各号に規定される者。
- 三 法第２０条に規定される者。
- 四 法第２１条第８項及び第９項に規定される者。

（提供依頼申出者の別と利用目的等の関係）

第７条 提供依頼申出者別に、提供を申し出ることのできる情報等については、別表１「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

（申出時に必要な添付書類等）

第８条 申出時に必要な添付書類は次のとおりとする。

- １ 提供の申出に係る調査研究の目的が、「都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究」のための場合、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 当該情報を利用して実施する調査研究（第１８条、第１９条並びに第２１条第８項及び第９項に係る調査研究をいう。）が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類（様式３－１）。
- ２ 提供依頼申出者が、前項の目的のため、行政機関若しくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者（法第１７条第１項第２号、第１８条第１項第２号）に該当する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し。
 - 二 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写し。
 - 三 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、様式４－１を提出することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後は速やかに委託契約書及び

覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

- 3 提供の申出に係る調査研究の目的が、「がんに係る調査研究（法第21条第8項及び第9項）」に該当する場合、次に掲げる事項を明らかにすることが必要である。
 - 一 法人その他の団体が提供依頼申出者である場合は、その代表者を提供依頼申出者とし、本人確認及び所在確認のため、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。
 - 二 個人が提供依頼申出者である場合は、当該個人を提供依頼申出者とし、本人確認及び所在確認のため、当該個人の生年月日及び住所も明らかにする。ただし、複数の個人による申出の場合には、その代表者を提供依頼申出者とする。
 - 三 法第21条第8項により提供依頼申出者が実績を示すことが必要である場合、提供依頼申出者は、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類（例：学術論文、報告書等）を添付する。
- 4 提供依頼申出者が、調査研究の一部を委託する場合は、以下の書類を添付するものとする。
 - 一 委託に係る契約書の写し。
 - 二 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し。
 - 三 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、様式4-2を添付することで、委託契約書や覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

（同意について）

第9条 がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報の提供を受ける場合、生存者については、当該がん罹患した者から都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ている必要があり、書面等の形式で適切に同意を得ていることが分かる書類を添付するものとする。ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の「第4章第9代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続き等」に準じることとし、その旨が分かる書類を併せて添付するものとする。

なお、当該情報のオプトアウトによる第三者提供は認めていない。

同意書には、以下を充足している必要がある。

- 一 以下の内容を説明文書に記載していること

- ・当該調査研究を行う者が、対象者の都道府県がん情報の提供を受け、調査情報と紐づけて集計や解析を行うこと
- ・都道府県がん情報の提供の申出を行う際は、対象者の個人情報（氏名、生年月日、住所、等）を国立がん研究センターに送付すること

二 都道府県がん情報の説明及び提供を受けた情報の利用方法に関する説明を、説明文書または別添資料として配布していること（ホームページに公開し説明文書にリンクを示す等の対応も可）

なお、上記内容を充足していた場合でも、同意取得の適切性に疑念がある場合には、同意を取得できていないと判断を下す場合もある。

2 同意代替措置が講じられている場合について

申出に係る調査研究が、法の施行日（平成28年1月1日）前に、当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の都道府県がん情報が提供されることについての同意は必要としない。

一 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が5千人以上である場合。

二 がんに係る調査研究を行う者が、施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であることにより、同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合。

三 がんに係る調査研究を行う者が、調査研究の対象とされている者の同意を得ることで、調査研究の結果に影響を与えることにより、円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合。

また、二または三の認定を受けようとする際は、厚生労働大臣に次の（ア）～（オ）の事項を記載した申請書（様式3-2）を厚生労働大臣に提出しなければならない（省令附則第2条）。さらに、様式3-2には、当該申請を行うがんに係る調査研究の実施計画を添付するものとする。

（ア）当該申請を行うがんに係る調査研究の代表者の氏名、生年月日及び住所

（イ）当該申請を行うがんに係る調査研究の実施期間

（ウ）当該申請を行うがんに係る調査研究の対象者の範囲及び数

（エ）同意を得ることが二または三のいずれに該当するかの別及びその理由

（オ）（ア）から（オ）に掲げるもののほか、必要な事項

提供依頼申出者は、申請を行うがんに係る調査研究について「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成27年12月厚生労働省告示第471号）

に即した措置（※）が講じられている場合、様式２－１と同時に、以下の書類を添付して提出することとする。

- ・同意代替措置が講じられていることがわかる書類
- ・一に該当する場合は、その旨証明する書類
- ・二の認定を受けようとする場合は、実施計画及び様式３－２の書類

３ 窓口組織は、前項二及び三の認定を受けようとする提供依頼申出者から提供の申出を受け付けた場合、必要書類を厚生労働省に送付し、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、当該研究への情報の提供に係る審査を審議会で行うものとする。

（※）「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成２７年１２月厚生労働省告示第４７１号）第二に定められている以下の措置のこと。

一 適切な情報公開

がんに係る調査研究を行う者が、調査研究対象者に係る全国がん登録情報等の提供を受けるに当たり、次に掲げる情報を、当該がんに係る調査研究を行う者の属する機関のホームページにおいて十分な期間掲載する等、調査研究対象者等が容易に知り得る状態で適切に公開すること。

- （１）調査研究対象者の範囲、調査研究の目的、全国がん登録情報等の提供を受けることその他の調査研究の概要に関すること
- （２）全国がん登録情報等の利用目的
- （３）全国がん登録情報等に係る個人情報の取扱いに関すること
- （４）施行日後に改めて本人同意を得ることができない理由及び本指針の概要

二 調査研究対象者等が当該がんに係る調査研究のために全国がん登録情報等が提供されることについて拒否できる機会の保障

がんに係る調査研究を行う者に調査研究対象者に係る全国がん登録情報等が提供されることについて、調査研究対象者等が拒否できる機会を保障するため、次に掲げる情報を、当該がんに係る調査研究を行う者の属する機関のホームページにおいて十分な期間掲載する等、調査研究対象者等が容易に知り得る状態で適切に公開すること。

- （１）迅速に対応できる事務局の連絡先
- （２）全国がん登録情報等が当該がんに係る調査研究に利用されることを拒否すること

（申出文書の形式点検）

第１０条 窓口組織は、提供依頼申出者から申出書を受領した場合、様式２－１または２－２に基づき形式点検を行うものとする。

（審査）

第１１条 前条の形式点検により、申出文書が点検内容に適合した場合は、審議会において、以下の「表 全国がん登録情報の提供の審査の方向性」を参考に審査を行う。

但し、法第20条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、審議会の意見を聴くこととされていないが、窓口組織が前条の形式点検を行い、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、当該都道府県がん情報又は当該都道府県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は提供の決定について審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、当該都道府県に係る匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、審議会の意見を聴くものとする。

表 全国がん登録情報の提供の審査の方向性

審査事項	審査の方向性
(1) 情報の利用目的、必要性及び研究方法	・法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上等、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施することに資する研究か等) ・利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。 ・特定の個人、市町村及び病院等を識別する内容となっていないか。 ※以下の i) 及び ii) の全てにあてはまる場合にはこの限りではない。なお、i) 及び ii) に該当する場合であっても、利用規約に即して利用することとする。 i) 提供されるデータが地域性の分析・調査にのみ用いる目的であり、その目的に照らして必要な限度の範囲内で利用される場合。 ii) 市町村又は病院等の個別の了承がある場合、又は審議会等が特に認める場合。 ・情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。 ・集計表・図の作成を予定する調査研究の場合は、集計表・図の様式例等の添付がある。
(2) 利用する情報の範囲	・利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。

審査事項	審査の方向性
(3) 提供依頼申出者及び利用者	・全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないか。 ・法第 21 条第 8 項に係る申出の場合、提供依頼申出者のがんに係る調査研究の実績が十分か。 ・調査研究の一部を委託する場合、その内容及び必要性が合理的か。 ・全ての利用者について、厚生労働大臣、国立がん研究センター又は都道府県知事が策定する利用規約等の内容を遵守する旨が認められる記名した誓約書が添付されているか。
(4) 利用期間	・利用開始日から 5 年を経過した日の属する年の 12 月 31 日を期限とし、調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度か。 ・ただし、全国がん登録情報又は都道府県がん情報を利用する場合で、利用期間を 5 年以上 15 年以内の利用期間を申し出た場合においては、調査研究の性質上、全国がん登録情報又は都道府県がん情報を 5 年以上分析する必要があるものであるか。
(5) 利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法及び利用後の処理	・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。

審査事項	審査の方向性
(6) 全国がん登録情報又は都道府県がん情報が提供されることについての同意	・法第 21 条第 3 項第 4 号又は第 8 項第 4 号の規定に基づく申出の場合、同意について必要な措置がとられているか。 ・ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）の「第 4 章 第 9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等」に準じていること。 ・なお、法の施行日（平成 28 年 1 月 1 日）前に、調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものである場合においては、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成 27 年 12 月厚生労働省告示第 471 号）に即した措置が講じられているときは、この限りではない（法附則第 2 条）。
(7) 結果の公表方法	・調査研究方法と調査研究成果の公表方法が整合的であるか。 ・国民に還元される方法で、公表予定であるか。
(8) その他	(1) から (7) 以外に、審議会等が設定した審査事項等がある場合は、当該事項を満たした上で調査研究が行われることが確認できるか。

(審査会への立ち合い)

第 12 条 審議会は、申出文書を基に審査を行うが、申請内容が専門的であるなどの事情により、申出文書に記載されている内容だけでは十分に審査ができないとされる場合等においては、提供依頼申出者の立ち合いのもと、当該者への質疑を踏まえて審査を行うことができるものとする。

2 審議会は、必要があると認める場合には、提供依頼申出者に対し、資料の追加・修正を求めた上で、再度審査を行うことができる。

(申出文書等の記載事項の変更)

第 13 条 申出文書等の記載事項に変更が生じた場合は、変更点及び変更理由を記載した情報の提供依頼変更申出文書（様式 2-4）及び変更後の記載事項がある様式について提出を必要とする。なお、窓口組織は、必要に応じて審議会等に意見を聴くこととする。

また、窓口組織はこれらの変更について適正に管理を行う。

(審査結果の通知)

- 第14条 知事は、審議会による審議の結果、申出を応諾した場合は、様式5-1により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。
- 2 知事は、審議会による審議の結果、申出に応諾しない場合は、様式5-2により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。
- 3 知事は、病院等への提供に該当する申出について、申出文書を受理後、形式点検の結果、不備のない場合は、様式5-3により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。ただし、審議会等に意見を聞いた場合には、提供依頼申出者に対し、速やかに当該申出に対する審査結果の通知を行うものとする。

(情報及び定義情報等の提供)

- 第15条 窓口組織は、前条に規定する通知をした後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。
- 2 都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、都道府県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施するものとする。

(情報の提供の手段)

- 第16条 窓口組織は、「安全管理措置マニュアル」及び「業務手順書」に従い、個人情報保護に留意し、情報の提供を行うものとする。
- 2 情報の提供に必要な記録媒体や郵送に必要なものは、提供依頼申出者が用意するものとする。
- 3 窓口組織は、利用者に対し、法第25条から第34条まで、及び法第52条から第60条までの規定により、情報の保護等に関する制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。

(調査研究成果の公表前の確認)

- 第17条 知事は、法第36条に基づき、利用者に対して、公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告させるものとする。
- 2 前項の報告があった場合、窓口組織は主に以下の点について確認し、必要に応じて審議会に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがん罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。
- 一 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと。

- 二 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと。
- 三 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること。

(利用期間中の対応)

- 第18条 知事は、法第36条に基づき、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。
- 2 知事は、前項の報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法第37条に基づき情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。
 - 3 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(情報の利用期間終了後の処置)

- 第19条 利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものについて、提供を受けた情報の定義情報等について、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり、電子媒体自体を粉砕したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、様式6により、情報の提供を受けた窓口組織に報告するものとする。
- 2 知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関する報告等により確認するものとする。
 - 3 知事は、前項による報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法第37条により、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。
 - 4 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(利用実績の報告)

- 第20条 利用者は、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、提供を受けた情報の利用実績について様式6により報告を行うものとする。

(不適切利用への対応)

- 第21条 利用者は、法の規定により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、法第25条から第34条

まで及び法第52条から第60条までに規定される罰則が適用される。

(提供状況の厚生労働大臣への報告)

第22条 知事は、法第42条に基づき、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする。

(利用者に国外に在る者を含む場合の情報提供について)

第23条 国外に在る者を含む場合とは、情報利用時に利用者が国外に在住していること若しくは利用場所又は所属する組織が国外に所在することを意味する。例えば、日本国籍であり、海外留学等による一時的な出国であった場合においても、利用時に国外に在住する場合は国外に在る者に該当する。また、利用者は国内在住者であっても、所属組織の所在が国外にある場合や治外法権を有する者は国外に在る者に該当する。なお、すべての利用者が国外に在る者の場合、情報の提供依頼申出はできない。

国内に在る者が匿名化された都道府県がん登録情報等を利用する場合(※)は、提供依頼申出者が国の行政機関等又は都道府県の行政機関等であり、適用条文が、第18条となる場合に限り、情報の範囲に応じて一に記載する要件を満たす者は提供依頼申出者になることができる。

なお、一に記載する要件を満たしていても、非匿名化情報(都道府県がん情報)を利用することはできない。また、第18条以外の規定による情報の提供依頼申出や、当該要件を満たさない場合においては、がん登録推進法や個人情報保護法といった国内法の国外利用者への域外適用の実効性が十分に担保できないことを考慮して、情報の提供依頼申出はできない。

(※) 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないものに限る。

一 匿名化された都道府県がん情報

ア がん登録法施行後(2016年以降)の診断症例の場合

これまで(令和7年3月31日まで)に提供実績がある研究課題(例:国際がん研究機関が主導する「5大陸のがん罹患(Cancer Incidence in Five Continents, CI5)」)の場合、匿名化された都道府県がん情報であっても、国の行政機関若しくは独立行政法人が提供依頼申出者となり、厚生労働大臣へ申し出ることとする。

一方、これまでに提供実績のない研究課題の場合、提供依頼申出者は、都道府県へ申し出ることとし、国外の利用者における情報管理等についても共同で責任を負う必要がある。国外に在る者が提供依頼申出者になることはできない。

また、国外の利用者については、以下の条件を満たす必要がある。

① 国外の利用者が、法第18条第1項第2号に該当する以下のいずれかであること。

・都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人から都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者

・都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人と共同してがんに係る調査研究を行う者

②国外の利用者の所属機関が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関（※）であること。

（※）国外の公的機関から承認等を受けた研究を行う組織も含む。

イ がん登録法の施行前（2015年以前）及び施行後（2016年以降）をいずれも含む場合

従来どおり、都道府県に申し出ることとし、提供依頼申出者の条件は、上記アのこれまでに提供実績のない研究課題の場合と同様とする。

（※）ア及びイの場合、都道府県は、利用者に国外に在る者を含む場合に情報を提供する場合、国立がん研究センターに相談すること。また、事務連絡「全国がん登録情報・都道府県がん情報の国外提供に係る対応について」（令和5年6月26日）に基づき、該当する情報提供の審議完了後2か月以内を目途に様式7号を用いて報告すること。

（知事による情報の利用）

第24条 知事は、法第18条第1項に基づき、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用する場合は、審議会の意見を聴くものとする。

（法施行前の情報に係る取扱い）

第25条 知事は、法第22条第1項第1号に規定される情報の利用及び提供等について、第3条から第19条まで、及び第22条の規定を準用し取り扱うものとする。

（その他）

第26条 この要領に定めるものの他、岐阜県がん登録事業における情報提供に係る事務処理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考
○国立がん研究センターを含む、国の他の行政機関及び独立行政法人	国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	全国がん登録情報又は特定匿名化情報	第17条	
○国の行政機関若しくは独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として省令第19条で定める者	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○都道府県知事からがん登録事業委託を受けた機関	当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	都道府県がん情報	第18条	
○当該都道府県が設立した地方独立行政法人 ○地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者	当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該都道府県の住民であった者に係るもの	第21条第1項	
○上記に準ずる者として当該都道府県知事が定める者	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ

○市町村の長 ○当該市町村が設立した地方独立行政法人 ○当該市町村又は地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	都道府県がん情報	第19条	
	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	第19条第1項の規定により提供を受けることが出来る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該市町村の住民であった者に係るもの	第21条第2項	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○がんに係る調査研究を行う者	がんに係る調査研究を行うため	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	
○病院等の管理者	当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため	当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報	第20条	

様式 1

都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報の管理リスト関係

情報名	罹患年次	情報確定年月日	定義情報等			提供可否/根拠	提供依頼申出者
			データレイアウト	コード表	備考		
例) 都道府県がん情報年次確定集約情報(登録情報)	2016年	2018年12月 日	有 (別紙)	有	最終生存確認日は 2016年12月31日	第18条、 第21条	〇〇
例) 特定匿名化情報	2016年	年 月 日	有	有	最終生存確認日は 2016年12月31日		
例) 病院等への提供情報	2016年	年 月 日	有	有	最終生存確認日は 2016年12月31日	第20条	

別紙 登録情報

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考 ※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む
1	行番号	数値型	10	ファイル内で1から連番
2	提供情報患者番号	数値型	10	ファイル内で新たに採番する患者番号
3	多重がん番号	数値型	3	0:多重がんなし 1以上:多重の順
4	性別	文字列型	1	0:男女の診断 1:男の診断 2:女の診断
5	診断時年齢	数値型	3	集約診断日－集約生年月日にて算出、999：年齢不明
6	診断時年齢（小児用）	数値型	28	月齢、9999：年齢不明、整数4桁+.+小数点以下23桁
7	診断時患者住所都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード 1～47、77：国外、99:不明
8	診断時患者住所保健所コード	文字列型	2	※1
9	診断時患者住所医療圏コード	文字列型	2	※1
10	診断時患者住所市区町村コード	文字列型	5	全国地方公共団体コード
11	診断時患者住所	文字列型	200	都道府県－郡市区町村－町字までの表記
12	側性	文字列型	1	1:右側 2:左側 3:両側 7:側性なし 9:不明
13	局在コード	文字列型	4	ICD-0-3 局在（T）コードに準ずる
14	診断名（和名）	文字列型	128	局在コードに対応する和名
15	形態コード	文字列型	4	ICD-0-3 形態（M）コードに準ずる
16	性状コード	文字列型	1	ICD-0-3 形態（M）コードに準ずる

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考 ※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む
17	分化度	文字列型	1	1:異型度Ⅰ 高分化 2:異型度Ⅱ 中分化 3:異型度Ⅲ 低分化 4:異型度Ⅳ 未分化 5:T細胞 6:B細胞 7:ヌル細胞 非T・非B 8:NK細胞 9:異型度または分化度・細胞型が未決定、未記載又は適用外
18	組織診断名（和名）	文字列型	128	形態と性状コードの組み合わせに対応する和名
19	ICD-10 コード	文字列型	4	
20	ICD-10（和名）	文字列型	128	ICD-10 コードに対応する和名
21	IARC-ICCC3（小児用がん分類）	文字列型	6	小児用がん用分類※1
22	ICCC（英名）	文字列型	128	ICCC コードに対応する英名
23	診断根拠	文字列型	1	0:死亡者情報票情報のみかつ診断根拠不明 1:原発巣の組織診 2:転移巣の組織診 3:細胞診 4:部位特異的腫瘍マーカー（AFP、HCG、VMA、免疫グロブリンの高値） 5:臨床検査 6:臨床診断 9:不明
24	診断年	文字列型	4	YYYY 形式
25	診断年月日	文字列型	8	YYYYMMDD 形式

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考 ※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む
26	診断日精度	文字列型	1	0:完全な日付 1:閏年以外の2/29 2:日のみ不明 3:月を推定 4:月・日が不明 5:年を推定 9:日付なし
27	発見経緯	文字列型	1	1:がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3:他疾患の経過観察中の偶然発見 4:剖検発見 8:その他 9:不明※2
28	進展度・治療前	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明※2
29	進展度・術後病理学的	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 660:手術なし・術前治療後 777:該当せず 499:不明※2
30	進展度・総合	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明※2
31	外科的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
32	鏡視下治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
33	内視鏡的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
34	観血的(外科的・鏡視下の・内視鏡的)治療の範囲	文字列型	1	1:腫瘍遺残なし 4:腫瘍遺残あり 6:手術なし 9:不明※2
35	放射線療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考 ※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む
36	化学療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
37	内分泌療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
38	その他治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
39	初診病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 初診：届出情報の中から最も先に受診したと考えられる病院を選択
40	初診都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
41	初診病院保健所コード	文字列型	2	※1
42	初診病院医療圏コード	文字列型	2	※1
43	初診病院住所	文字列型	200	都道府県 - 郡市区町村 - 町字までの表記
44	診断病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 診断：届出情報の中から「がん」の診断を確定したと考えられる病院を選択
45	診断病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
46	診断病院保健所コード	文字列型	2	※1
47	診断病院医療圏コード	文字列型	2	※1
48	診断病院住所	文字列型	200	都道府県 - 郡市区町村 - 町字までの表記

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考 ※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む
49	観血的治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 観血的：届出情報の外科的、体腔鏡的、内視鏡的治療のいずれか又は複数がある場合、外科的、体腔鏡的、内視鏡の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択
50	観血的治療都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
51	観血的治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
52	観血的治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
53	観血的治療病院住所	文字列型	200	都道府県 - 郡市区町村 - 町字までの表記
54	放射線治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1
55	放射線治療都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
56	放射線治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
57	放射線治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
58	放射線治療病院住所コード	文字列型	200	都道府県 - 郡市区町村 - 町字までの表記
59	薬物治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 薬物：届出情報の化学療法、内分泌療法のいずれか又は複数がある場合、化学療法、内分泌療法の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択
60	薬物治療都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考 ※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む
61	薬物治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
62	薬物治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
63	薬物治療病院住所	文字列型	200	都道府県 - 郡市区町村 - 町字までの表記
64	原死因	文字列型	4	ICD-10 コード
65	原死因（和名）	文字列型	128	原死因ががんの範囲のとき、ICD-10 コードに対応する和名
66	生死区分	文字列型	1	0:生存 1:死亡
67	死亡日/最終生存確認日資料源	文字列型	1	死亡日が存在する場合は“R, C, NC” 死亡日が存在しない場合は“R”
68	生存期間（日）	数値型	5	死亡年月日又は最終生存確認年月日と診断年月日から算出した年次確定集約情報の生存期間（月）×30.5 の日数
69	DCI 区分	文字列型	1	1:DCI である 2:DCI でない DCI：DC0＋遡り調査で「がん」の届出
70	DC0 区分	文字列型	1	1:DC0 である 2:DC0 でない DC0：死亡者情報票のみで登録された「がん」
71	患者異動動向 （受療の自県完結率の指標）	文字列型	1	入力都道府県と診断時住所の都道府県が、 1:すべて同一 2:すべて異なる 3:一つでも異なる
72	患者受療動向 （患者目線の受療動向の指標）	文字列型	1	入力都道府県と診断時住所の都道府県が、 1:すべて一致 2:不一致を含む

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考 ※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む
73	統計対象区分	数値型	1	IARC/IACR 多重がん規則に基づく 1:統計対象である 2:統計対象ではない
74	生存率集計対象区分	文字列型	1	0:生存率集計対象外 （統計対象区分が 2 又は DC0 区分が 1） 1:生存率集計対象 （性状コードが 3 で多重がん番号が最小） 2:生存率集計対象 （1 を除く第一がんを問わず性状 3 のもの） 3:生存率集計対象追加候補① （第一がんの性状 0～2） 4:生存率集計対象追加候補② （第一がんを含まない性状 0～2）
75	集計用市区町村コード	文字列型	5	集約患者診断時住所市区町村コードを、別途定義する定義テーブルによって、任意の年に存在する市区町村コードに置き換えたコード
76	死亡年月	文字列型	6	YYYYMM 形式

様式 2-1 (情報の提供 (病院等への提供を除く) 依頼申出文書)

年 月 日

岐阜県知事 殿

提供依頼申出者
住所

氏名
(法人の場合は代表者の職氏名) (押印省略)

都道府県がん情報 匿名化が行われた都道府県がん情報		の提供について (申出)
標記について、がん登録等の推進に関する法律 (平成25年法律第111号)、 (2016年以降の情報)		第18条第1項 第19条第1項 第21条第8項 第21条第9項
の規定に基づき、別紙のとおり	都道府県がん情報 匿名化が行われた都道府県がん情報	の提供の申出を行います。

様式 2-1 別紙 1

※提供依頼申出者は太枠内に記入する。

				審議会等の 名称	
申出番号 (新規)				審査日 ※ 西暦	____年__月__ 日
調査研究名				委員氏名	
根拠となる 法律条文	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号） 第____条第____項			審査結果	☐ 応諾 ☐ 付帯意見付き 応諾 ☐ 条件付応諾 ☐ 不応諾 ☐ 継続審査
		確認日	____年__月__ 日		
		確認者氏 名			
項目	内容・添付文書	窓口組織での点検事項		各項目の判 定	意見・備考
情報の 利用目的、 必要性及び 研究方法	【情報の利用目的（300字程度）】 （例）全国がん登録情報を用いて、〇〇がん患者の背景因子（年齢、性別、進行度等）、発見経緯、受療動向、治療内容及び予後の地域ごとの格差とその要因分析を行うことで、都道府県間のがん治療、予後等の格差を解消し、国民全体の健康の向上に資する。	☐ 登録情報の利用目的及び 必要性が申出文書に明記されて いる ☐ 利用する登録情報等と調 査研究方法の関係が明確に記 載されている ☐ 個人特定につながるよう なデータの利用方法ではない ☐ 研究計画書が添付されて いる ☐ 研究計画と申出内容に矛 盾がない ☐ 国、都道府県、市町村のが ん対策の企画立案又は実施に		☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ その他	
	【必要性（300字程度）】 （例）〇〇がん患者の生存率の地域格差を把握するためには、住民ベ ースの悉皆性の高い全国がん登録情報の利用が必要である。e-Statで の公表値では目的が達成できない。				

					必要ながんの調査研究である 場合、別記様式3-1号、委託契 約書等又は別記様式第4-1号 が添付されている		
	【研究方法（300字程度）】 （例）集計表案に記載の通り、〇〇がん患者（ICD-10コード：C〇〇） を都道府県別に集計し、年齢階級、進展度、初回治療内容ごとに層別 化する。属性ごとに生存率の算出を行い、がんの過剰死亡を目的変数 とした過剰ハザードモデルを使用した多変量解析を行う。						
利用する 情報の範囲	(別記様式2-1 別紙2の添付)				☐ 必要な限度の情報である ☐ 診断年次、地域、がんの種 類が記載されている	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ その他	
想定する 集計表・図	(集計表・図の作成を予定する場合、想定する集計表・図の添付)				☐ 集計表・図の作成を予定す る調査研究の場合は、集計 表・図の様式案等の添付があ る ☐ 提供を受ける情報をその まま公表する内容ではない	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ 非該当 ☐ その他	
提供依頼 申出者	※公的機関（国の行政機関、都道府県及び市区町村）、法人等（公的 機関以外の組織）、個人のいずれかの欄に記入する。				☐ 利用者の所属が複数ある 場合は、すべての所属及び職 名又は立場が記載されている ☐ 利用者の具体的な役割が	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ その他	
(公的機関)	機関名	担当部局等	住所	電話番号			
			〒				

(法人等)	法人名 (法人番号)	代表者の職名	代表者の氏名 (ふりがな)	住所	電話番号
	()		()	〒	
(個人)	氏名 (ふりがな)	生年月日※西暦	所属機関	所属部署	
	()				
	職名	住所	電話番号	メール アドレス	
		〒			
利用者 ※10名を超える場合は 別紙として添付する。	氏名	所属機関	職名	申出上の立場 及び研究における役割	利用場所
				提供依頼申出者 統括利用責任者 分析結果解釈助言	① (名称 又は集計、分析 等を行う場所の番 号等)
				利用責任者 分析方法助言	①
				利用者 分析	①

記載されている
☐ 利用者の情報の利用場所
について記載されている

				利用者責任者 分析方法助言	②			
				利用者 分析	②			
誓約書	(別記様式2-3の添付)					☐ 利用者全員の誓約書が添付されている	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ その他	
研究実績を示す書類	(第21条第8項の規定に基づく場合、論文・報告書等の添付)					☐ 実績を2以上有することを証明する書類(論文・報告書等)が添付されている	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ 非該当 ☐ その他	
委託の有無	有・無 有の場合 (委託契約書等又は別記様式4-2の添付)					☐ 調査研究の一部を委託する場合には、委託契約書等の書類が添付されている	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ 非該当 ☐ その他	
利用期間	①又は②のいずれか早い日を選択する。 ☐ ①提供を受けた日から____年(※)を経過した日が属する年の12月31日までの期間 ☐ ②当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日 (年 月 日) (※) 特段の理由がない限り5年とし、がんに係る調査研究の性質上、全国がん登録情報を5年以上にわたり分析をする必要がある場合は、最大15年までとする。					☐ 調査研究の期間に照らして、必要な期間が具体的に明記されている	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ その他	
利用場所、利用する環境、保管場所、	集計、分析等を行う場所： ※利用者との対応が分かるように必要に応じて番号等を振る。 ① ○○大学医学部○○講座第一研究室					☐ 情報の利用場所について記載されている ☐ 利用者が行う安全管理措	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ その他	

管理方法及 び 利用後の処 理	② ○○大学医学部附属病院がん対策研究所サーバ管理室 1 保管を行う場所： ※集計、分析等を行う場所との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ①' ○○大学医学部○○講座第一研究室 ②' ○○大学医学部附属病院がん対策研究所サーバ管理室 1 ☐ 利用する情報に合わせ、別添 2「利用者が行う安全管理措置」に記載の対策が全て講じられている。	置に示された措置が全て講じられている		
倫理審査の 状況	法第21条に規定されている目的の調査研究である場合 承認・未承認 承認の場合 (倫理審査結果通知書等の添付)	☐ 法第21条に規定されている目的の調査研究である場合、当該研究計画について倫理審査委員会の承認状況の記載がある ☐ 倫理審査委員会で承認されている場合、倫理審査結果通知書等の添付がある	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ 非該当 ☐ その他	
同意書又は 同意代替措 置を示す書 類	(第21条第8項の規定に基づく提供を受ける場合、当該研究にかかる説明・同意文書又は同意代替措置が講じられていることを示す書類の添付)	☐ 同意を得ていることが分かる書類が添付されていること ☐ 法附則第2条第1項に該当する調査研究の場合は、政令附則第2条第3項に該当する調査研究であること及び同意代替措置に関する指針に従った措置が講じられていることを判断できる書類が添付されて	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ 非該当 ☐ その他	

							いること ☐ 同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定を申請する場合、別記様式5-1が添付されていること		
調査研究成果の公表方法	利用期間内に以下の方法で公表する予定 ☐ 学会又は研究会での公表 ☐ 学術誌への投稿 ☐ 研究班や所属組織の報告書での公表 ☐ ウェブサイトでの公表 ☐ その他（具体的な方法を記載）						☐ 研究成果の公表方法が示されている	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ その他	
その他特記事項								☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ 非該当 ☐ その他	
事務担当者連絡先	氏名	所属機関	職名	住所	電話番号	メールアドレス	☐ 事務担当者の連絡先等が全て記載されている		
				〒					

様式2-1 別紙2

	利用する情報の 範囲	記入(半角英 数字)	単位・コード		利用する情報の 範囲	記入(半角英 数字)	単位・コード		利用する情報の 範囲	記入(半角英 数字)	単位・コード
ア	診断年次(開始 年)		(年から) ※西暦	ウ	がんの種類 (ICD10)		(ICD10 コード)	エ	性別		(性別コード) 3: 全て(不明含む) / 0: 両性 / 1: 男性のみ / 2: 女性のみ
	診断年次(終了 年)		(年まで) ※西暦		又は			オ	年齢(下限)		(歳以上)
イ	地域		(地域コード) 0: 全国 / 1~47: 都道府県コード		がんの種類 (ICD-O-3)		(局在コード) (形態コード)		年齢(上限)		(歳未満)

左欄の基本提供項目に加えて、以下の太枠内に○をつけた選択提供項目の提供を希望する(不要な項目は空欄とする)。(※)様式第1号別紙1の項目番号

番 号 (※)	【基本提供項目】	提 供	番 号	【選択提供項目: 診療情報等】	提 供	番 号	【選択提供項目: 診療情報等】	提 供	番 号	【選択提供項目: 病院地理情報等】	提 供
1	行番号	○		■発見経緯基本提供項目			■治療項目基本提供項目			■保健所区分	
4	性別	○	27	発見経緯	—	31	外科的治療の有無	—	41	初診病院保健所コード	—
5	診断時年齢	○		■小児がん基本提供項目		32	鏡視下治療の有無	—	46	診断病院保健所コード	—
7	診断時患者住所都道府 県コード	○	6	診断時年齢(小児用)	—	33	内視鏡的治療の有無	—	51	観血的治療病院保健所コード	—
12	側性	○	21	IARC-ICCC3 コード(小児用 がん分類)	—	34	観血的(外科的・鏡視下・内 視鏡的)治療の範囲	—	56	放射線治療病院保健所コード	—
13	局在コード(ICD-O-3)	○	22	ICCC(英名)	—	35	放射線療法の有無	—	61	薬物治療病院保健所コード	—
14	診断名(和名)	○		■多重がん基本提供項目		36	化学療法の有無	—		■医療圏区分	
15	形態コード(ICD-O-3)	○	2	提供情報患者番号	—	37	内分泌療法の有無	—	42	初診病院医療圏コード	—
16	性状コード(ICD-O-3)	○	3	多重がん番号	—	38	その他治療の有無	—	47	診断病院医療圏コード	—
17	分化度(ICD-O-3)	○		■生存率基本提供項目			■受療動向基本提供項目		52	観血的治療病院医療圏コード	—
18	組織診断名(和名)	○	66	生死区分	—	71	患者異動動向	—	57	放射線治療病院医療圏コード	—
19	ICD-10 コード	○	67	死亡日/最終生存確認日資 料源	—	72	患者受療動向	—	62	薬物治療病院医療圏コード	—
20	ICD-10(和名)	○	68	生存期間(日)	—	39	初診病院コード	—		■所在地	
23	診断根拠	○	74	生存率集計対象区分	—	40	初診病院都道府県コード	—	43	初診病院住所*	—
24	診断年	○		■生存率選択提供項目		44	診断病院コード	—	48	診断病院住所*	—
69	DCI 区分	○	64	原死因(ICD-10)	—	45	診断病院都道府県コード	—	53	観血的治療病院住所*	—
70	DCO 区分	○	65	原死因(和名)	—	49	観血的治療病院コード	—	58	放射線治療病院住所*	—
73	統計対象区分	○	76	■死亡年月		50	観血的治療都道府県コード	—	63	薬物治療病院住所*	—

				■診断日詳細基本提供項目		54	放射線治療病院コード	—			【選択提供項目：患者診断時住所地理的属性】	提供
			25	診断年月日	—	55	放射線治療病院都道府県コード	—		8	■診断時患者住所保健所コード*	
			26	診断日精度	—	59	薬物治療病院コード	—		9	■診断時患者住所医療圏コード	
				■病期基本提供項目		60	薬物治療病院都道府県コード	—		10	■診断時患者住所市区町村コード	
			28	進展度・治療前	—					11	■診断時患者住所*	
			29	進展度・術後病理学的	—					75	■集計用市区町村コード	
			30	進展度・総合	—							

様式 2-2 (病院等の管理者からの提供依頼申出文書)

年 月 日

岐阜県知事 殿

病院等の管理者
(押印省略)

都道府県がん情報の提供の請求について (申出)

標記について、がん登録等の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 111 号) 第 20 条の規定に基づき、別紙のとおり当《病院等名称》から届出がされたがんに係る都道府県がん情報の提供の申出を行います。

様式 2-2 別紙 1

※提供依頼申出者は太枠内に記入する。

申出番号（新規）						
調査研究名	※院内がん登録のための場合は省略可					
根拠となる法律条文	がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号） 第 20 条	<table border="1"> <tr> <td>確認日</td> <td>____年__月__日</td> </tr> <tr> <td>確認者 氏名</td> <td></td> </tr> </table>	確認日	____年__月__日	確認者 氏名	
確認日	____年__月__日					
確認者 氏名						
項目	内容・添付書類	窓口組織での点検事項				
情報の利用目的、 必要性及び研究方法	【情報の利用目的（300 字程度）】※院内がん登録のための場合はチェックのみで可 ☐ 院内がん登録のため ☐ がんに係る調査研究のため （例）全国がん登録情報を用いて、〇〇がん患者の背景因子（年齢、性別、進行度等）、発見経緯、受療動向、治療内容及び予後の地域ごとの格差とその要因分析を行うことで、都道府県間のがん治療、予後等の格差を解消し、国民全体の健康の向上に資する。	（がんに係る調査研究のための場合） ☐ 登録情報の利用目的及び必要性が申出文書に明記されている ☐ 利用する登録情報等と調査研究方法の関係が明確に記載されている ☐ 個人特定につながるようなデータの利用方法ではない ☐ 研究計画書が添付されている ☐ 研究計画と申出内容に矛盾がない				
	【必要性（300 字程度）】※院内がん登録のための場合は省略可 （例）〇〇がん患者の生存率の地域格差を把握するためには、住民ベースの悉皆性の高い全国がん登録の利用が必要である。e-Stat での公表値では目的が達成できない。					
	【研究方法（300 字程度）】※院内がん登録のための場合は省略可 （例）集計表案に記載の通り、〇〇がん患者（ICD-10 コード：C〇〇）を都道府県別に集計し、年齢階級、進展度、初回治療内容ごとに層別化する。属性ごとに生存率の算出を行い、がんの過剰死亡を目的変数とした過剰ハザードモデルを使用した多変量解析を行う。					
利用する情報の範囲	診断年次：（西暦）_____年	☒ 診断年次が記載されている				

想定する集計表・図	(集計表・図の作成を予定する場合、想定する集計表・図の添付) ※院内がん登録のための場合は省略可					☐ 集計表・図の作成を予定する調査研究の場合は、集計表・図の様式案等の添付がある ☐ 提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではない
利用者	氏名	所属機関	職名	申出上の立場及び院内がん登録又は研究における役割	利用場所	☐ 利用者の具体的な役割が記載されている ☐ 情報の利用場所について記載されている
	※院内がん登録のため の場合は、病院等の管理者 者以外は省略可〇〇 〇〇	〇〇大学医学部付 属病院	病院長	病院の管理者	〇〇大学医学部付 属病院	
	〇〇 〇〇	〇〇大学医学部付 属病院〇〇科	科長	提供依頼申出者 統括利用責任者 分析結果解釈助言	① (名称又は集計、 分析等を行う場所 の番号等)	
	〇〇 〇〇	〇〇大学医学部付 属病院〇〇科	医長	利用責任者 分析方法助言	②	
	〇〇 〇〇	〇〇大学医学部付 属病院〇〇科	医員	利用者 分析	②	
誓約書	(様式第 2-3 号の添付)					☐ 病院等の管理者を含む利用者全員の誓約書が添付されている

委託の有無	有・無 有の場合 (委託契約書等又は様式第 4-2 号の添付)						(がんに係る調査研究のための場合) ☐ 調査研究の一部を委託する場合には、委託契約書等の書類が添付されている
利用期間	①又は②のいずれか早い日を選択する。(院内がん登録のための場合は①) ☐ ①提供を受けた日から_____年(※)を経過した日が属する年の12月31日までの期間 ☐ ②当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日 (※) がんに係る調査研究の性質上、全国がん登録情報を5年以上にわたり分析をする必要がある場合は、最大15年						☐ 調査研究等の期間に照らして、必要な期間が具体的に明記されている
利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法及び利用後の処理	集計、分析等を行う場所： ※利用者との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ① ○○大学医学部附属病院○○科研究室 ② ○○大学医学部附属病院院内がん登録室 保管を行う場所： ※集計、分析等を行う場所との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ①' ○○大学医学部附属病院○○科研究室 ②' ○○大学医学部附属病院院内がん登録室 ☐ 病院等におけるがん登録の運用マニュアルに準じた対策が講じられている。						☐ 病院等におけるがん登録の運用マニュアルに準じた対策が全て講じられている
その他特記事項							
事務担当者連絡先	氏名	所属機関	職名	住所	電話番号	メールアドレス	☐ 事務担当者の連絡先が明確に記載されている
				〒			

様式 2-3（全国がん登録情報等の利用に関する誓約書）

岐阜県知事 殿

全国がん登録情報等の利用に関する誓約書

私は、[全国がん登録情報等の提供依頼申出を行う研究の名称を記入してください] のために【都道府県がん情報／匿名化が行われた都道府県がん情報】を使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。また、違反した場合には、今後のがん登録情報利用の制限を受ける可能性があり、情報漏えい等が発覚した場合には、がん登録推進法に基づく刑事的な責任及び民事的な責任に問われる可能性があることを理解しています。

記

1. 提供された情報については、全国がん登録情報等に関する利用規約（以下「本規約」という。）に同意し、自らの立場に応じて本規約における提供依頼申出者又は利用者の義務を負担すること。
2. 提供された情報については、全国がん登録情報等の提供に関する申出文書（以下「申出文書」という。）に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
3. 提供された情報については、申出文書に記載のとおり厳重に管理し、漏えい、紛失等のないようにすること。
4. 提供された情報の複写データ、加工又は集計により作成した中間生成物及び成果物についても、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」に従い取り扱うこと。
5. 本規約に違反した場合、本契約の解除の有無にかかわらず、本規約に従い、岐阜県知事が定める措置が適用されることに合意すること。
6. 提供された情報を利用した研究成果等は、公表すること。公表を行わなかったものは中間生成物として消去すること。
7. 提供された情報については、中間生成物を含め、岐阜県知事に公表前確認を行い、承認を得た後でなければ利用者以外に見せないこと。情報利用中の画面を撮影、録画、スクリーンショットの取得、利用者以外に閲覧させる等の行為は固く禁じられていること。
8. 提供された情報の利用により何らかの不利益を被ったとしても、岐阜県の責任は一切問わないこと。
9. その他の利用に際しては、岐阜県の指示に従うこと。
10. 提供された情報の利用にあたり、本規約に加えて岐阜県が利用者に対し全国がん登録等の提供に関する応諾の通知書において付加した条件を遵守すること。

日付 年 月 日
氏名 _____

備考

- 1 利用者ごとに当該ページを作成すること。
- 2 提供依頼申出者の代表者又は管理者及び利用者は記名すること（押印又は署名は不要）。
但し、法第20条に基づく申請において、利用目的が院内がん登録である場合は、管理者以外の利用者の誓約書の提出を省略してもよい。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること

全国がん登録情報等に関する利用規約

2026年8月1日

岐阜県

(総則)

- 第1条 本規約は、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらを匿名化した情報（以下「全国がん登録情報等」という。）の提供依頼申出者及び当該申出に係る全国がん登録情報等の提供を受けた者（以下「利用者」という。）と岐阜県知事（以下「提供者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）の内容を定めるものである。
- 2 本契約は、提供者が発出する応諾通知に基づき、利用者が本規約を遵守すること等を内容とした全国がん登録情報等の利用に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提供者に提出したときに成立する。
- 3 全国がん登録情報等を提供するために必要な一切の手段については、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第137号。以下「省令」という。）、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（以下「マニュアル」という。）、提供者が定める事務処理要綱、本規約並びに申出文書等（それらに付随する書類をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。
- 4 利用者及び提供者は、本契約を履行し、本規約に定めのない事項については、マニュアルに基づくものとする。本契約の成立後、マニュアルが改正された場合は、新たに有効とされたマニュアルに基づくものとする。
- 5 本規約に定める請求、通知、報告、申出、応諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 本契約の履行に関して、本規約その他資料が、他の言語により翻訳された場合であっても、日本語を正文とする。
- 7 本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(全国がん登録情報等の提供及び利用)

- 第2条 提供者は、本契約の成立後、本契約及びマニュアルに基づき、提供依頼申出者に対し、全国がん登録情報等を提供する。
- 2 提供者は、何らかの理由により、前項に基づく全国がん登録情報等の提供が遅延する場合には、その旨及びその理由を提供依頼申出者に対して通知するものとする。提供依頼申出者は、全国がん登録情報等の提供が遅延した場合、応諾通知書に記載された全国がん登録情報等の利用期間の延長を求めることができる。延長日数は、提供者と協議の上決定するものとする。
- 3 提供者が提供する全国がん登録情報等は、その情報の選択及び体系的な構成を提供者が自ら決定するものであり、提供する全国がん登録情報等がデータベースの著作物として保護を受ける場合、その著作権は、提供者が保有し、行使するものとする。
- 4 提供依頼申出者に提供される全国がん登録情報等は、申出文書に記載された利用者の範囲に限り、利用することができる。
- 5 利用者は、本契約、誓約書、申出文書及びマニュアルに従ってこれを利用するものとする。
- 6 利用者は、提供者が全国がん登録情報等の利用の停止を含め、提供した全国がん登録情報等に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

(管理)

第3条 利用者は、提供を受けた全国がん登録情報等を消去するまでの間、申出文書に記載した又は提供者により指示を受けた管理方法に基づき適正に管理するものとする。

- 2 全国がん登録情報等を媒体で受領した場合、提供を受けた全国がん登録情報等について、当該データを別の記憶装置に複写・保存する行為は1回に限定する。別の記憶装置に保存された当該ファイルも、提供を受けた全国がん登録情報等として扱うものとする。
- 3 提供者が利用者に利用状況の報告を求めた場合、利用者は随時対応することとし、報告を求められた時から原則1週間以内に報告を行うものとする。
- 4 匿名化が行われた全国がん登録情報又は都道府県がん情報の国外にある機関等への提供が生じる場合、国内の提供依頼申出者となった者は、当該機関等に対して本誓約内容を遵守させる責任を負うものとし、当該機関等における情報の取扱いの状況を確認するために、利用者及び利用環境等の監査等を速やかに行える体制を整えるものとする。
- 5 提供依頼申出者は、国内外を問わず、利用者による情報の利用状況等について、継続的に管理・監督を行うものとする。

(利用の制限)

第4条 提供依頼申出者及び利用者（第一号においては、利用者であった者を含む。）は、全国がん登録情報等の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。

- 一 全国がん登録情報等を利用する際は、申出文書に記載した範囲内での利用に限定し、申出文書に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法による利用は行わないこと。
- 二 提供者が特に認める場合を除き、全国がん登録情報等を用いて、特定の病院等を識別することを内容とした研究を行わないこと。
- 三 全国がん登録情報等の提供申出に対する応諾通知書において、提供者が全国がん登録情報等の利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること。
- 四 全国がん登録情報等の提供は、本契約の有効期間中であっても、提供者の判断でその運用を停止し、提供した全国がん登録情報等の利用の停止及び廃棄を求めることがあり得ること。

(作業の外部委託)

第5条 提供依頼申出者が国、都道府県又は市町村である場合を除き、提供依頼申出者及び利用者は、提供された情報を用いた調査研究の全部又は主要な部分を委託してはならないものとする。

- 2 研究を外部委託する場合（行政機関が委託する場合も含む。）は、委託先も利用者とし、委託機関先との間で交わされた秘密保持・守秘義務の契約書の写しを提出すること、委託を受けた者が利用者として、誓約書を提供者に提出することを条件とし、委託者は、当該受託した者を充分監督し、作業終了後は速やかに提供された情報、複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去をしなければならない。

(欠陥及び障害等)

第6条 利用者は、全国がん登録情報等の提供媒体を受領後、速やかにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、遅滞なく提供者に申し出るものとする。

- 2 前項の場合において、利用者は全国がん登録情報等の受領後14日以内に、提供者に対して提供媒体の交換を要求できるものとする。その際、利用者は、提供者に当該データを郵送により返却することとし、提供者は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 第1項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却に係る郵送費用及び提供者からの再送付の費用は提供者が負担するものとする。なお、その障害が利用者の媒体の取扱い時に

生じた傷等、利用者の帰責事由による場合は、当該費用は利用者が負担するものとする。

（申出文書等の変更）

第7条 利用者は、次の各号に掲げる申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を提供者に提出するものとする。

- 一 利用者の人事異動等に伴い、同一提供依頼申出者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合
- 二 利用者を追加又は除外する場合
- 三 成果の公表形式を変更する場合（例：新たに公表方法を追加する場合等）
- 四 利用期間の延長を希望する場合
- 五 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- 六 その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
- 七 その他、前号以外の軽微な修正を行う場合

2 利用者は、申出文書の内容を変更する必要があるときは、変更申出文書及び変更内容に応じて必要となる書式を窓口組織からの案内に従い提出する。提供者は、審議会等の審査を経た上で（前項第一号、第二号若しくは第七号又は次条第3項ただし書に規定する手続きの対象となる場合を除く。）、応諾通知書又は不応諾通知書を提供依頼申出者に通知する。当該変更をする場合にあっては、利用者は、提供者から当該変更に対する承認の通知がない限り、当該変更に基づく全国がん登録情報等の利用を行ってはならない。利用者は、提供者より不応諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

（利用期間）

第8条 利用者は、全国がん登録情報等を申出文書に記載した期間内にのみ利用できるものとする。利用期間は、原則利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日までの間とする。

2 前項の場合において、期限を超えて全国がん登録情報等を利用する必要が生じた場合（研究計画の変更等によるものであり、第7条第1項第四号に該当する場合を除く。）は、利用者は、利用期間終了前の審査会の事前相談締め切りまでに変更申出を行う旨を申し出ること。当該申出が審議会等で必要と認められた場合のみ、利用を開始した日から起算して15年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間を利用期間とする。ただし、15年を超える保有はできない。

3 提供者は、当該依頼を受けた場合にあっては、利用期間の延長理由等を考慮し必要に応じて当該依頼を認めることとする。ただし、利用者が利用期間の延長を希望する時点で、全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表に係る手続きが進行中（論文執筆中や査読の結果待ち等）の場合には、延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載した変更申出文書に、当該手続き中であることが確認できる書類を添えて提供者に提出することにより代えることができるものとする。

4 全国がん登録情報等の利用期間を超過した場合（利用者があらかじめ全国がん登録情報等の利用期間の延長の申出を行い、厚生労働省が応諾しなかった場合を含む。）、提供者は利用者に対し速やかに当該全国がん登録情報等、複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去を求めるものとする。

5 本契約は、利用期間が存続する限り、有効とする。

（実地監査等）

第9条 提供者は、全国がん登録情報等の利用環境について利用者に対して実地監査を行い、利用

者の業務時間内において事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求めることができる。

- 2 前項の実地監査を行う場合、提供者は、必要に応じてその職員及び提供者が適切と認めた者を利用者及び利用者が利用する全国がん登録情報等の利用場所及び保管場所に派遣し、全国がん登録情報等の利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、利用者は、これに応じるものとする。
- 3 第1項の実地監査を行う場合、提供者は、検査を行う旨を必要に応じて事前に利用者に通知するものとする。

(全国がん登録情報等の紛失・漏えい等)

第10条 利用者は、全国がん登録情報等を紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合又はその恐れが生じた場合は、直ちに提供者へその内容及び原因を報告し、提供者の指示に従うものとする。

- 2 前項の紛失の原因が災害又は事故等の不可抗力により利用者及び取扱者の責めに帰することができない事由である場合において、利用者が再度全国がん登録情報等の提供を希望する場合は、提供者と協議の上、必要な手続き等を行うものとする。

(利用者の保証等)

第11条 利用者は、申出文書、利用後の処置及び実績報告、その他全国がん登録情報等の提供に関して提供者に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証する。

- 2 利用者は、前項の提供者に対して提出した書類、その他提供者に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証する。
- 3 利用者は、本契約に定める手続きを経ることなく、申出文書に記載された事項を変更しないことを約する。

(提供した全国がん登録情報等の処理)

第12条 利用者は、全国がん登録情報等の利用終了後（申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、ハードディスク、紙媒体等の全国がん登録情報等、複写データ及び中間生成物を消去し、廃棄処理報告書により提供者へ消去したことを報告する。

- 2 利用者は、申出文書に記載した成果の公表前に、成果物について提供者へ報告し確認を求める。また、成果物の公表後3か月以内に、廃棄処置及び実績報告書により提供者へ利用実績を報告する。
- 3 利用期間終了前に提供者が全国がん登録情報等の廃棄を請求したとき（利用者による本契約の違反又は提供者の判断による全国がん登録情報等の提供の停止の場合を含む。）は、同条第一項に定める消去の手続きに従うこととする。
- 4 利用者は、やむを得ない事情により全国がん登録情報等を利用する研究や業務の達成が困難となった場合は、速やかに廃棄処置及び実績報告に当該理由を記載して報告するとともに、全国がん登録情報等、その複写データ及び中間生成物を消去する。

(成果の公表)

第13条 利用者は、全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果を、申出文書に記載した利用期間内に公表することとする。

- 2 利用者は、前項の公表にあたっては、マニュアルに基づき対応することとする。
- 3 第1項の公表に際して、利用者は、全国がん登録情報等を基に独自に作成・加工した資料等に

についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。

- 4 利用者は、申出文書に記載した利用期間内に全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果を公表できない場合は、提供者に変更申出文書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、申出文書に記載した公表時期を延長できるものとする。

(解除)

第14条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、利用者に対する通知により、本契約を解除することができる。

- 一 本契約に基づく保証の違反を含め、本契約に違反し、提供者が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、又は提供者において是正が不可能と判断したとき。
- 二 利用者の全国がん登録情報等の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると提供者が判断したとき。
- 三 申出文書に記載された学術研究等の目的が達成できる見込みがないと提供者が判断したとき。
- 四 利用者が提供者に対し、申出文書の記載事項の変更の申出を行い、提供者において、審査の結果、これを不承認としたとき。
- 五 利用者による本契約の重大な違反その他の事由により、全国がん登録情報等の利用を行うことが不適切であると提供者が判断したとき。

(契約に違反した場合の措置)

第15条 提供者は、利用者が本契約に違反し、又は本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、利用の停止を行い、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また、利用者は、本契約の終了後であっても、以下の措置が適用されることに同意する。

- 一 全国がん登録情報等の速やかな返却並びに複写データ及び中間生成物の消去を行わせること。
- 二 一定の期間又は期間を定めずに、利用を停止すること。
- 三 全国がん登録情報等の提供の申出を受け付けないこと。
- 四 全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこととすること。
- 五 氏名を公表すること。

(提供者の免責等)

第16条 利用者は、本契約が締結された場合であっても、提供申出に係る全国がん登録情報等の提供が遅れること、これを提供しないこと、又は一旦提供した場合であっても、その返却を求める場合があるととも、これらにつき、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないことを予め了承することとする。

- 2 利用者が全国がん登録情報等を利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、提供者は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が全国がん登録情報等を用いて作成した資料等に関して、利用者と第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、提供者は一切の責任を負わないものとする。
- 5 本規約に違反した全国がん登録情報等の利用により権利を侵害された第三者から提供者に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、提供者は当該賠償額相当について利用者へ求償することができる。

(契約終了後の措置)

第17条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も

効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

(その他)

第18条 提供依頼申出者及び利用者並びに提供者は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

附則 この規約は2026年8月1日から施行する。

様式 2-4 (情報の提供依頼変更申出文書)

年 月 日

岐阜県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

申出番号XXXX-XXXX [都道府県がん情報等の提供を応諾された研究の名称を記入してください] の
申出内容について、以下の点で変更が生じたことから、別紙のとおり、変更申出を行います。

- ☐ ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合
- ☐ ②利用者を追加又は除外する場合
(ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く)
- ☐ ③成果の公表形式を変更する場合
- ☐ ④利用期間の延長を希望する場合
- ☐ ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ☐ ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
- ☐ ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合

※該当する変更点に全てチェックを入れる。

様式 2-4 別紙 1 (今回申請の変更箇所)

変更点		変更後	変更前	変更理由
1	☐ ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 ☐ ②利用者を追加又は除外する場合 (ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く) ☐ ③成果の公表形式を変更する場合 ☐ ④利用期間の延長を希望する場合 ☐ ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合 ☐ ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 ☐ ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			
2	☐ ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 ☐ ②利用者を追加又は除外する場合 (ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く) ☐ ③成果の公表形式を変更する場合 ☐ ④利用期間の延長を希望する場合 ☐ ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合 ☐ ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 ☐ ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			

※必要に応じて行を追加する。

別記様式2-4 別紙2（改変履歴）

※過去に行った変更申出がある場合は全て列記する（審議会等の審査を受けていないものを含む）。

申出番号（新規）：XXXX-XXXX

変更申出（1回目）：

変更申出年月日： 年 月 日

変更点		変更後	変更前	変更理由
1	☐ ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 ☐ ②利用者を追加又は除外する場合 （ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く） ☐ ③成果の公表形式を変更する場合 ☐ ④利用期間の延長を希望する場合 ☐ ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合 ☐ ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 ☐ ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			
2	☐ ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 ☐ ②利用者を追加又は除外する場合 （ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く） ☐ ③成果の公表形式を変更する場合 ☐ ④利用期間の延長を希望する場合 ☐ ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合 ☐ ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合			

	☐ ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			
--	--	--	--	--

※必要に応じて行を追加する。

変更申出（2回目）：

変更申出年月日： 年 月 日

変更点		変更後	変更前	変更理由
1	☐ ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 ☐ ②利用者を追加又は除外する場合 （ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く） ☐ ③成果の公表形式を変更する場合 ☐ ④利用期間の延長を希望する場合 ☐ ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合 ☐ ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 ☐ ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			
2	☐ ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 ☐ ②利用者を追加又は除外する場合 （ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く） ☐ ③成果の公表形式を変更する場合 ☐ ④利用期間の延長を希望する場合 ☐ ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合 ☐ ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 ☐ ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			

※必要に応じて3回目以降を追加する。

様式３－１（国、都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究であることを証明する書類）

年 月 日

岐阜県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

都道府県がん情報の利用の必要性について

年 月 日付けで提供の申出を行う情報について、下記のとおり、その利用を必要とするものですので、よろしくお取り計らい願います。

記

以上

様式３－２（同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請書）

〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る
認定の申請について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付け都道府県がん情報の提供の申出に関し、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）附則第2条に基づき、別添のとおり、申請します。

なお、同意に代わる措置として、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成27年厚生労働省告示第471号）に即した措置を講じていることを申し添えます。

様式４－１（申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書）

年 月 日

岐阜県知事殿

提供依頼申出者
(押印省略)

調査研究等の委託に係る契約について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提供の申出を行った情報については、調査研究を（委託者名）から委託されています。現在、委託盟約の締結を進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいと考えておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

以上

様式４－２（申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書：調査研究の一部委託）

年 月 日

岐阜県知事殿

提供依頼申出者
(押印省略)

調査研究等の委託に係る契約について

年 月 日付けで提供の申出を行った情報については、一部の解析等を（受託者名）に委託することとしていますが、現在、委託盟約の締結を進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいこととしておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。
なお、委託先の利用者についても誓約書を提出していることを申し添えます。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

以上

様式5－1

年 月 日

提供依頼申出者 殿

岐阜県知事

申請された情報の提供について

年 月 日付けで提供依頼申出された情報について、提供することとなりましたのでお知らせします。

提供番号：

様式5－2

年 月 日

提供依頼申出者 殿

岐阜県知事

申請された情報の提供について

年 月 日付けで提供依頼申出された情報について、下記の理由により、提供しないこととなりましたので御了承ください。

記

理由：

様式5－3

年 月 日

病院等の管理者 殿

岐阜県知事

申請された情報の提供について

年 月 日付けで申請された情報について、提供することとなりましたのでお知らせします。

記

提供番号：

様式 6（廃棄処置及び実績報告書）

年 月 日

岐阜県知事 殿

利用者
(押印省略)

廃棄処置及び実績報告書

提供を受けた情報（提供番号XXXX-XXXX〔都道府県がん登録情報等の提供を応諾された研究の名称を記入してください〕）について、当該利用期間が終了したため（利用が終了したため）、廃棄処置状況及び利用実績について、下記のとおり報告します。

記

処理年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

廃棄処理方法：〇〇

成果の公表方法	公表年	公表した学会・学術誌・研究班等の名称	タイトル
☐ 国内外の学会又は研究会での公表 ☐ 学術誌への投稿 ☐ 研究班や所属組織の報告書の公表 ☐ ウェブサイトでの公表 ☐ その他（具体的な方法を記載）			
☐ 国内外の学会又は研究会での公表 ☐ 学術誌への投稿 ☐ 研究班や所属組織の報告書の公表 ☐ ウェブサイトでの公表 ☐ その他（具体的な方法を記載）			

※公表された上記内容について、該当部分を複写し添付する。

※インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を記載する。

様式7（都道府県がん情報の国外提供に関する報告書）

岐阜県〇〇課

連絡先：（メールアドレス又は電話番号）

都道府県がん情報の国外提供に関して、次のとおり報告します。

1. 情報提供の申出種別（該当するものを■に変更すること。）

☐新規申出 ☐変更申出（前回応諾：〇年〇月〇日）

2. 申出の概要

提供依頼申出者 （個人の場合は氏 名と所属）	
調査研究名	
法第何条第何項に 基づく申請か	
利用の目的 （2～3行で完結 に記載）	
利用する情報 （診断年、がん種、 その他備考）	
国外の利用者	
国外の利用場所	

3. 審議の結果（該当するものを■に変更すること。）

☐応諾 ☐附帯意見付き応諾 ☐条件付き応諾 ☐継続審査 ☐不応諾

条件（条件付き応諾の場合は条件を以下に記載すること。）：

以上

